

葛巻町農業委員会
第 6 回総会議事録

1 日 時 平成30年12月20日(木) 午後4時30分から午後5時05分

2 会 場 ふれあい宿舎グリーンテージ

3 会議に付した議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第2号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第3号 荒廃農地に係る非農地判断について

報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 藤 岡 俊 策 ⑥ 久 保 淳 ⑦ 落 宰 勝

⑧ 星 野 順 子 ⑨ 南 坂 スガ子

5 欠席委員

⑤ 川 崎 美由起

6 議事録署名委員

④ 藤 岡 俊 策 ⑥ 久 保 淳

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第6回総会を進めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引続き総会に入っていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

会 長

〔あいさつ〕

ご苦勞様でございます。

今年も残すところあと10日余りとなりました。8月の改正以降から、農業委員会活動お疲れ様でした。先月の総会で、事務局の方から訪問活動等の説明がありましたが、年明け以降、意向調査等の本格的な活動となって参りますのでよろしくお願い申し上げます。

それから、11月29日と30日に全国農業委員会会長代表者集會に出席して参りました。29日の12時半から代表者集會があり、その中で山形県、福井県、福岡県の3県の代表者が、農地利用の最適化に向けた事例発表をしました。集會の終了後に、4時から衆議院第2議員會館で、岩手県選出の先生方に要請活動をし、終了後、懇談会をしてきました。翌日の午前中には、農業者年金の推進活動について、北海道、群馬県、鹿児島県の事例発表がありました。特に群馬県の事例発表ですが、これまで加入者は年に1人か2人という実績であったものが、昨年一年で一気に18人に増加したという発表で、その内容はこれまでもやって来たつもりでいたが、本気で取り組んでいなかったことかもしれないということでした。本気になって取り組んで一気に18人に増加したということで、我々も見習って農業者年金の推進についても本気で取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

議 長

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中8名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、5番川崎委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、4番藤岡委員、6番久保委員のお二人を指名いたします。

また、會議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
11月25日(日)	落宰實氏瑞宝単光章受賞祝賀会 (町内 もく・木ドーム)	会長ほか農業委員7名/推進委員 9名/事務局長・主幹
29日(木)	全国農業委員会会長代表者集会 (東京都 メルパルクホール)	会長
	本県選出国會議員への要請活動・懇談会 (東京都 衆議院第2議員会館)	会長
30日(金)	農業者年金加入推進セミナー (東京都 メルパルクホール)	会長
12月 7日(金)	葛巻町議会12月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長
10日(月)	葛巻町議会12月会議 一般質問 (役場 議場)	会長/事務局長
12日(水)	葛巻町森林組合山の神祭 (町内 グリーンテージ)	会長
14日(金)	現地確認 (町内)	久保委員・藤森委員/ 事務局長・主幹
	葛巻町議会12月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第 4》

議 長

次に日程第4「議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

この議案の利用権設定に係る20番から22番の案件には2番門場会長職務代理者が、23番の案件には4番藤岡委員が、24番の案件には8番星野委員が、権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、議案説明前に退席していただきます。

それでは利用権設定に係る1番から19番までの案件について、事務局より議案の説明を

議 長
事務局長

求めます。

【事務局長 挙手】

事務局長。

議案書は1ページからご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。案件全てが労力不足若しくは経営を廃止するため貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりでございます。

まず1番の案件、●●第●地割字●●の畑5,909㎡は同地区の●●●●さんの農地です。

次に2番の案件、●●第●地割字●の畑2筆3,216㎡は●●●●の●●●●さんの農地です。

続きまして3番の案件、●●第●地割字●●の畑3,164㎡は、●●●●地区の●●●●●●さんの農地です。

次のページをご覧ください。4番の案件、●●第●地割字●●の畑3,866㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地で、1番から4番の案件全て同地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。

それでは5番の案件、●●第●地割字●●の畑1,473㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地です。

次に6番の案件、●●第●●地割字●●の畑2筆1,693㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地です。

続きまして7番の案件、●●第●地割字●●の畑776㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地です。

次のページをご覧ください。8番の案件、●●第●地割字●●の畑1,293㎡は同地区の●●●●●●さんの農地です。

次に9番の案件、●●第●地割字●●の畑1,872㎡は同地区の●●●●●●さんの農地です。

続きまして10番の案件、●●第●地割字●●の畑954㎡は同地区の●●●●●●相続人●●●●●●さんの農地です。

続きまして11番の案件、●●第●地割字●●の畑805㎡は同地区の●●●●●●さんの農地で、5番から11番の案件全て同地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。

次に12番の案件、●●第●地割字●●の畑3,570㎡は、同地区の●●●●●●さんの農地です。

次のページをご覧ください。13番の案件、●●第●地割字●●の畑1,441㎡は、●●●●●●の●●●●●●さんの農地です。

続きまして14番の案件、●●第●●地割字●●の畑3,233㎡は、●●●●の●●●●●●さんの農地で、12番から14番の案件全て●●●●●●地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。

次に15番の案件、●●第●地割字●●の畑4筆6,536㎡は、●●●●●●●●の●●●●●●●●さんの農地で、●●●●●●地区の●●●●●●さんとの利用権再設定です。

次に16番の案件、●●第●地割字●●●●の畑2筆23,974㎡は、同地区の●●●●●●●●さんの農地で、岩手県農業公社に貸し付けるものです。

次のページをご覧ください。まず17番の案件、●●第●●地割字●●の畑3筆26,819㎡は、●●●●●●地区の●●●●●●●●さんの農地です。

次に18番の案件、●●第●地割字●●の畑7,903㎡は、●●●●●●地区の●●●●●●●●さんの農地

です。

続きまして19番の案件、●●第●地割字●●の畑3筆61,691㎡は、●●●●地区の●●●●●●●●さんの農地で、●●●●地区の●●●●●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号のうち、利用権設定に係る1番から19番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号のうち、利用権設定に係る1番から19番の案件は原案のとおり決定いたします。

次に、利用権設定に係る20番から22番の案件の審議に入りますので、2番門場会長職務代理者は退席をお願いいたします。

【2番門場会長職務代理者 退席】

議長 それでは、利用権設定に係る20番から22番の案件について、事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は6ページをご覧ください。

20番の案件、●●第●地割字●●の畑1,592㎡は、同地区の●●●●●●●●さんの農地です。

次に21番の案件、●●第●地割字●●の畑857㎡は同地区の●●●●●●●●さんの農地です。

続きまして22番の案件、●●第●地割字●●の田4,013㎡は●●●●の●●●●●●●●相続人代表●●●●●●●●さんの農地です。

20番から22番の案件は、全て同地区の●●●●●●●●さんとの利用権再設定です。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【7番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。

7番 はい。●●さんが●●さんに貸すというのはどういう意味合いですか。

【落合主幹 挙手】

議長 落合主幹。

はい。どちらも同じ担い手になりますが、●●の集落内で、それぞれが農地を使いやすくしたいということで、交換をして使うような形になっております。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第1号のうち、利用権設定に係る20番から22番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第1号のうち、利用権設定に係る20番から22番の案件は原案のとおり決定いたします。
2番門場会長職務代理者は、入室してください。

議 長 【2番門場会長職務代理者 入室】
次に、利用権設定に係る23番の案件の審議に入りますので、4番藤岡委員は退席をお願いいたします。

議 長 【4番藤岡委員 退席】
それでは、利用権設定に係る23番の案件について、事務局より説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
議案書は6ページをご覧ください。
23番の案件、●●第●地割字●●の畑8,814㎡は●●●●地区の●●●●さんの農地で、●●●●地区の●●●●さんとの利用権再設定です。
以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第1号のうち、利用権設定に係る23番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第1号のうち、利用権設定に係る23番の案件は原案のとおり決定いたします。
4番藤岡委員は、入室してください。

議 長 【4番藤岡委員 入室】
次に、利用権設定に係る24番の案件の審議に入りますので、8番星野委員は退席をお願いいたします。

議 長 【8番星野委員 退席】
それでは、利用権設定に係る24番の案件について、事務局より説明を求めます。

議 長 【事務局長 挙手】
事務局長。
議案書は7ページをご覧ください。

24番の案件、●●第●地割字●●●の畑5筆34,578㎡は●●地区の●●●●さんの農地で、同地区の●●●●さんへ新たに貸し付けるものです。

また、1カ所訂正をお願いいたします。備考欄の賃貸借の期間でございしますが、終期が平成48年となっておりますが、平成33年になりますのでご訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号のうち、利用権設定に係る24番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号のうち、利用権設定に係る24番の案件は原案のとおり決定いたします。

8番星野委員は、入室してください。

【8番星野委員 入室】

議長 次に、議案第1号の所有権移転に係る案件について、事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は8ページをご覧ください。所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

1番の案件、●●第●地割字●●の畑2筆5,338㎡は、同地区の●●●●さんの農地です。農地を処分したいとの所有者の意向により、岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第1号の所有権移転に係る案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

【2番門場会長職務代理者 挙手】

議長 門場会長職務代理者。

2番 はい。●反歩で●万円というのは、今までの売買金額と比較するとかなり安いかと思いますが、何か事情等あるんでしょうか。

【落合主幹 挙手】

議長 落合主幹。

主幹 はい。こちらの畑は傾斜地で、実際には沢沿いで笹が出ているところもあり、この面積自体を丸々使えるわけではないということと、もう1つは所有者の方がどうしても売りたいという事情もあったために、この金額になったということでございます。

議長 ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第1号のうち、所有権移転に係る案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第1号の所有権移転に係る案件については原案のとおり決定いたします。

《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、9ページをご覧ください。この案件は、先ほど議案第1号の16番の案件でご審議いただいた●●●地区の●●●●さんの農地2筆合計23,974㎡でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、受け手に配分するもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。この配分案については、次のページの優先順位検討表をご覧ください。一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった同地区の●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

事務局長 以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第2号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 荒廃農地に係る非農地判断について」を議題に供します。

ことに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第3号「荒廃農地に係る非農地判断について」は3筆全てを「非農地」と判断することに決定いたします。

《日程第 7 》

議 長

次に日程第7「報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

議案書13ページをご覧ください。

今月は2件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

まず、1番の事案は●●●●地区の●●●●さんが牛舎を建設するため、今年7月12日に永久転用の許可を受けた分の第1回報告で、11月28日に報告書が提出されました。

次に2番の事案は、有限会社●●●●が今年4月16日に一時転用の許可を受けた分の完了報告で、12月7日に報告書が提出されました。

12月14日に久保委員、藤森委員とともに完了及び進捗状況を確認して参りました。

なお、事案1番及び2番の地区担当・市村推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので申し添えます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

【3番藤森委員 挙手】

議 長

藤森委員。

3 番

現地確認の結果を報告します。

まず1番の事案は、●●●●地区の農地です。今年6月の第37回総会で牛舎を建設するために、既存牛舎に隣接する農地を農業施設用地に永久転用することを許可相当と決定したものです。現地は基礎工事が完了し、柱等の設置に取り掛かっていました。

次に2番の事案は●●地区の農地で、今年3月の第34回総会において砂利採取を目的とする工鉦業用地への一時転用することを許可相当と決定したものです。

現地は、十分な埋め戻しが行われており、砂利採取前の農地に復元されていることを確認して参りました。

よって、いずれの届出内容も妥当であると判断しました。

以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第 8》

議長 次に、日程第 8「報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、14 ページをご覧ください。農地法第 6 条第 1 項の規定による報告書を受理しましたので、ご報告いたします。届出日は 12 月 11 日、●●●●●●●●から受理しているもので、事業年度は平成 29 年 1 月 1 日から 1 年間でございます。農地所有適格法人の要件として 4 つございますが、法人形態としては農事組合法人、事業要件につきましては売上高の過半が農業であること。それから構成員要件でございますが、農業関係者の議決権が総議決権の 2 分の 1 を超えていること。最後に 4 番の業務執行役員要件でございますが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの 1 人以上が農作業に従事していることが要件になっておりますが、いずれも適合すると認められるものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第 2 号を終了いたします。

《日程第 9》

議長 次に日程第 9「報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、15 ページをご覧ください。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。12 月 14 日、●●●地区の●●●●さんからの届け出で、平成 20 年 3 月に亡くなられた父●●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。畑 4,080㎡の一部は家庭菜園として、それ以外については相続前から地域内の酪農家に貸し付けて、飼料作物が作付けされていることから適正に管理されております。

なお、受理通知書については、同日付けで送付しております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第 3 号を終了いたします。

《日程第 10》

議長 次に日程第 10「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

- 議 長 : 【「なし」の声】
 : 事務局からあれば、お願いします。
- 議 長 : 【「特にありません」の声】
 : ないようですので、「その他」を終了します。
 : 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第6回総会を閉会いた
 : します。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成31年1月7日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____